

「反社会的勢力に対する基本方針」

公益財団法人八十二みらい財団

当財団は、反社会的勢力に対して次の事項を遵守し、当財団に対する信頼を維持し、業務の適切性および健全性の確保に努めます。

1. 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対し、毅然とした態度で関係を遮断します。
2. 社会的良識を備えた企業市民としての行動規範を遵守し、反社会的勢力との接点を排除します。
3. 反社会的勢力による不当要求等に対しては、外部機関と積極的に連携しながら組織として対応し、これを拒絶します。

以上